

（午前10時35分 再開）

○議長（石橋英和君）休憩前に引き続き会議を開きます。

日程に従い、議案審議を行います。

日程第18 議案第13号 橋本市公共施設等  
総合管理計画策定委員会条例に  
ついて

○議長（石橋英和君）日程第18 議案第13号  
橋本市公共施設等総合管理計画策定委員会条  
例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

9番 松浦君。

○9番（松浦健次君）61ページの第4条の第2項、委員の人数なんですけども、(1)、(2)、(3)とあって、(1)公共施設等の維持、保全、配置その他管理運営に関し学識経験を有する者、(2)市民公募により選考された者、(3)その他市長が必要と認める者と、この(1)、(2)、(3)の人数の割合というのは、そのときの状態で適当に決めるという話になってるんですか。それとも、例えばこういうふうになったら、任命は市長がやるのかな。それで、外部からの、例えば私が言うのは、市民公募により公募された人と、こういう人がしっかり意見を言う枠というのを確保しておかなければ、なれ合いと事なかれで間違った方向に進むということもあり得るので、そういう枠というのを、はじめから決めておくほうがいいんじゃないかと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（石橋英和君）企画部長。

○企画部長（北山茂樹君）委員構成につきま

しては、現在のところ、まだ決めておりません。委員は10名以内で組織ということになっておまして、一応案的に考えておりますが、学識経験者として3名、それから、市民公募委員としては2名から4名の範囲内、それから、市長が認める者としては2名から3名ということで、合計7名から10名の範囲で委員を構成したいと考えているところでございます。

○議長（石橋英和君）9番 松浦君。

○9番（松浦健次君）それを担保する何かあるんですか。今はそういう回答をいただいても、それを本当にやっていくかどうか、それを担保することを何か考えておられますか。

○議長（石橋英和君）企画部長。

○企画部長（北山茂樹君）条例上はあくまで10名以内という、人数的な面ではそれしかうたってませんので、今、私が人数を言うた分には、必ずそれを担保するというにはならないと思います。

○議長（石橋英和君）ほかにありませんか。

17番 松本君。

○17番（松本健一君）この条例は策定委員会を置くということなんですけれども、今後、この委員会から出てきた答申等を、どのようなプロセスを踏んで実効性を持っていくのかをお聞かせいただきたいんですけども、例えば、最終的には計画自体を議決を経るということを考えていらっしゃるのか、そうでないのか。はたまた、議会の委員会等にしっかりと説明責任を果たすということを、どこかに担保しておられるのか。この委員会の設置条例だけですので、この辺が不明確な状態なので、具体的な説明をお願いいたします。

○議長（石橋英和君）企画部長。

○企画部長（北山茂樹君）まず、今回のこの計画につきましては、大きく基本計画、全体の基本計画と、それから個別の評価、その建物ごとの評価をさせていただきたいと考えております。

基本計画につきましても、案ができますと、当然市民の方々のパブリックコメントですとかアンケートなども実施をして、議会にも基本計画の案ということで説明をさせていただきたいと思っております。

それから、個別計画につきましても同様に、個々の評価等ができますと、それも同じように、市民の説明も含めて、議会のほうの説明もさせていただきたいと考えております。

○議長（石橋英和君）17番 松本君。

○17番（松本健一君）議会のほうに説明をしていただけるということですが、この設置をした後のプロセスというのが、明確にどこかに根拠としてうたわれていなければ、その時々のも市長であったり、考えで議決を飛ばすということも、議会への説明を飛ばすということも可能になってくるかと思っておりますけれども、そういったことを条例化、条文化しておくということのお考えはございませんか。

○議長（石橋英和君）企画部長。

○企画部長（北山茂樹君）現在の私ども提案させていただきました条例の中には、そういうことを明文化しておりませんが、これは、やはりこの計画というのが市全体の公共施設についての今後の方針を決定するものでございますので、それは必ず議会のほうへ、それから市民の方々への説明ということをさせていただきたいと思っております。

○議長（石橋英和君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております議案第13号については、総務委員会に付託いたします。

---

日程第19 議案第14号 橋本市パイル織物  
開発センター設置及び管理条例  
を廃止する条例について

○議長（石橋英和君）日程第19 議案第14号 橋本市パイル織物開発センター設置及び管理条例を廃止する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

15番 田中君。

○15番（田中博晃君）この条例を廃止されることで、例えば、建物の譲渡であったりという部分で、費用が発生したりとかあるかと思うんですけども、そのあたりについて少し詳しく説明いただきたいです。

○議長（石橋英和君）経済部長。

○経済部長（笠原英治君）パイル織物センターは、昭和61年に紀州繊維工業協同組合から建設されたものを当時の旧高野口町が寄附を受けて、地場産業であるパイル織物の新技術とか、新製品の開発、当時は行政の職員も出向しておったわけなんですけど、寄与してまいりました。その結果、再織りの機械生産の向上につながってきたという、そういう実績はあるかと思っております。

かなり年数もたっておりますし、一応の所期の目的は達成できたということで、このたび紀州繊維工業組合、元の持ち主に無償で譲与させていただきまして、今後は利益を生み出すような、そういう生産場として有効に活用していただけたらなと思っております。

このたびの、この議会の補正予算提案で、この表示登記、建物の登記をするための表示登記の測量費と所有権移転するための登録免許税、これを手数料として上げております。

26万8,000円を提案させていただいております。

○議長（石橋英和君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第14号については、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。

まず、原案に反対の立場で討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）次に、賛成の立場で討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第14号 橋本市パイル織物開発センター設置及び管理条例を廃止する条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第20 議案第15号 橋本市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例について

○議長（石橋英和君）日程第20 議案第15号

橋本市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

14番 辻本君。

○14番（辻本 勉君）この条例につきましては、3中学校の統合に絡めたものだと思うんですけども、橋本中学校に学文路中学校、西部中学校が統合されるということなんですけど、地元説明会と申しますか、保護者説明会もかなりの回数やっただいております。

そんな中で、2点ほどお聞きしたいんですけども、その保護者説明会の中で、保護者の方、地域の方からどのような意見と申しますか、要望等が出てきたのかどうかという点であります。

ちょうど合併と申しますか、28年の4月からということになると思いますが、そのときの中学生、3年生、1、2、3と、これが、現在の中1、それと小学6年、5年生という形で構成されると思いますので、特にその辺の保護者については、大変不安等もあろうかと思うんですが、それについてどのような意見が出てきたかお聞かせ願いたいのと、もう一点は、現在のところ、それぞれの中学校の状態というのがどのような状況になっておるんかと。

私は橋本中学校区に住んでおりますので、橋本中学校の状況というのは若干理解しております。孫も小学校6年生でおりますし、いろいろ情報が入ってきますのでわかるんですが、他の学文路、西部中学校の状況についてもどういう状況であるんか。橋本の状況を聞きますと、若干荒れておるといって、一部生徒が、荒れた生徒がおりまして、若干学校自体が荒れておるといっては聞いておりますが、このような状態で統合するということは、大変、後の問題と申しますか、統合した後に、

よりその学校が荒れる要素もあります。

そんな中で、保護者としましては大変危惧するところだと思いますので、保護者の方のご意見を聞かせていただいたら、まずはそちらの対応をすべきではないのかなど。そして、合併をしていくほうがいいのではないかという意見がたくさん寄せられました。

そういうことで、教育委員会としてどのように考えておられるのか、現状も含めてご意見をいただきたいと思います。

○議長（石橋英和君）教育長。

○教育長（小林俊治君）ただ今の辻本議員のご質問にお答えします。

保護者説明会ですが、今まで24回行ってあります。きのうも3番議員のご質問にもお答えさせていただきましたけども、質問の過程というのは、年を追ってといいますか、23年度から保護者説明会を実施しておりますので、年を追って変わってきています。

当初は、通学路の問題が多くありました。次に、教育内容、それから体育館等の施設の問題、こういうこともお話が大分出てきました。その都度その都度検討して保護者に返すという形で、計24回行ってまいりました。

つい最近行いました喫緊の保護者説明会は、西部中学校区が11月18日、学文路中学校区で11月19日、それから橋本中学校区で11月20日です。

この中で出されてきたご意見というのは、やはり西部中学校区では、通学路がまだ出されました。時間的にどれぐらいかかるのかという問題で、こちらのほうで説明させていただきました。それから、大きく受けとめておりますのは、新しい学校をつくるんだというしっかりとしたビジョンを持って教育委員会は今後臨んでほしいという、大きな期待をいただきました。これにつきましては、この後、私たちの取り組みの中で、これに応えら

れるように、例えば教職員の数であるとか、設備であるとか、教育内容であるとかを、応えられるように取り組んでいきたいと思っています。

それから、学文路中学校区は、前回8月に行ったんですが、8月の時点でもあまりご意見が出されていませんでした。特に通学路の問題は一部出ておりましたけど、そう大きな話ではなかったように思います。11月19日に行いました学文路中学校区のお話の中では、新しい学校をつくるので、その意気込みで教育内容もしっかり取り組んでほしいというお話がありました。

それから、最後、橋本中学校区では、アンケートの集計方法についてご意見が出ておりました。統合準備会と保護者説明会でアンケートの内容が違うということでご意見が出て、なぜ違ったかということの説明させていただきました。

全体的に、この24回の保護者説明会を重ねる中で、一定、教育委員会の方針に従いますと、方針でいいですよ。ただし、その後は教育委員会として取り組むべきことをしっかりやっていただきたい。そういうふうにご意見を受けて受けとめさせていただきました。

次に、2点目の、橋本中学校区また橋本中学校、西部中学校、学文路中学校の子どもたちの状況です。

まず、西部中学校につきましては、1年生、アンケートにもありましたように、非常に落ち着いて自分たちの学習に取り組んでおります。また、学文路中学校もそのように頑張って学習に取り組んでおります。橋本中学校につきましては、さまざま課題を抱えつつ、4月出発してまいりました。ただ、夏休み前後ぐらいから、対応を個別対応に変える中で、徐々に落ち着いてきているという報告を受け

ています。

この後、やはり今議員ご指摘のとおり、三つの中学校が安定した状態の中で、特に中学校1年生が安定した中で統合に向かうということが大切と考えてますので、まだまだ各中学校への支援といいますか、指導といいますか行っていききたいと、そのように考えています。橋本中学校につきましては、一定の落ち着きを示すようになってきているという形があります。

○議長（石橋英和君）14番 辻本君。

○14番（辻本 勉君）ありがとうございます。

私はいずれ統合について反対しているわけではありませんし、どちらかという、先に、まず小中一貫教育やってますけども、それ以前に中学校の合併をすべきやという考え方でおりましたので、統合については当然やっていくべきだと思います。

今、教育長が言われたとおり、まだまだ課題といいますか、若干問題点もあろうかと思うんです。それを、28年度4月開校ということなので、まだ日程的に十分あります。今言っていた件、いろんな問題につきましては、今後、やはりきちっと教育委員会内部のほうで詰めていただいて、再度、保護者の理解を得ていくということをお願いしたいなと。

私も最終の説明会に出席をしたかったんですけども、他の仕事が入っておりましたのでどうしても行けなかったんですけども、そういうことで、なかなか保護者自体も、今の保護者というのはなかなか関心が薄いといえますか、そういう会議に出てこない保護者がたくさんおられるので、もう少し、やはり大変子どもにとって大事な問題でもありますので、保護者皆が関心を持って、より良い学校づくりに協力していくというのが基本だと思うので、今後いろんな課題解決していく中で、よ

り多くの保護者との会合を重ねていただいて、頑張っていたらいいと思いますので、よろしく願いしておきます。

○議長（石橋英和君）ほかにありませんか。

11番 土井君。

○11番（土井裕美子君）今、教育長、説明していただきましたけれども、やはり、この議案を通すことによって統合が決定されるということですので、私たちも慎重に審議をしていかななくてはならないなという思いでございます。

委員会等のほうでも、いろいろな意見等を出していただいて、ご回答いただいておりますが、やはり西部中学校区の方が統合するにあたっての一番不安点である通学路の問題ですね。その中で、例えば、以前委員会の中で、自転車の通学で一番距離の遠い子どもに関しては、電動付きの自転車等の貸し出しも考慮に入れて検討していくというようなお答えがございましたけれども、その点のところ、今どのようになっているのかというのを、ちょっとお教えいただきたいと思います。その辺の、やっぱり一番遠い、距離的に問題があるなという子どもたちに対しての配慮を、今この状況の中でしっかりと認識をしておかないと、後でしまったなということになってはいけないので、その点と、それと、先ほど同僚議員が申されました中で、各学校の状況が、いろいろ問題があると思いますけれども、その中で、三つの中学校が統合するというので、それぞれいろんな問題点がこれから発生することは、もう十分予測できるかと思っておりますので、十分にやっていきますというような、あやふやなお答えであったように思うのですが、やはりここではっきりと、統合時にあたっては教員の加配をしていくというような、はっきりとしたお答えをいただきますと、私たちも、保護者も、統合に向けての不安感がなく

なると思いますので、その辺のところのはつきりとしたご答弁を再度お願いしたいと思えます。

○議長（石橋英和君）教育次長。

○教育次長（坂本安弘君）自転車通学の件に関しまして、私のほうからお答えをさせていただきます。

確かに、いろいろと保護者説明会等を重ねる中で、電動機自転車の貸し出しというようなこともございましたが、いろいろとその後検討する中で、電動機自転車については、現在全く考えておりません。自転車通学で最高、一番時間がかかるのが、実際にはかったわけではございませんが、一言主神社からですと自転車通学で26分程度を要するというところでございます。ただし、山田・吉原地域を片道5kmを超えるような通学距離の子どもさんたちについては、通学バスで対応していくということになってございます。

○議長（石橋英和君）教育長。

○教育長（小林俊治君）続いて、2番目の質問で、加配等の問題についてお答えさせていただきます。

今、想定しています生徒数、新しく統合する生徒数は、中1、中2は、まだ私学、県立中学校等の進学がありますので、これは推測で約15%の子どもたちが他の私学または県立中学校へ抜けると想定しますと、中1で117名、中2が102名、中3で102名、それから特別支援学級の子どもたちで11名という形になります。

これを試算しますと、当初、中1が4学級と考えておったんですが、117名で3学級になります。そうすると学級数は12クラスになります。というのは、特別支援学級が2クラスと1クラス認めていただきますので3クラスになりますので。教職員数は昨日も話しさせていただきましたとおりの19名です。私たちが

考えていますのは、加配は最低4名の方をもらう。最低です。その中で、中学校3年102名につきましては、これ3で割りますと34人になります。この子どもたちにつきましてはまさに進路ということもございまして、少人数学級、どうにかつくっていきたいと思っています。必ず少人数での授業を受けさせると。

それと、中1、今のところ117名です。121名になりますと4学級ということになります。ちょうど30名ということになります。これは今後の動向を見ながら、やはり自分たちが公立中学校へ一緒に行こうよという仲間意識といいますか、集団の仲間づくりをこれから小学校にもお願いして、皆で地元の中学校へ行こうという、そういう機運を盛り上げていただくようなお話をこれから進めていきたいと思っています。

生徒数、職員数については以上です。そういう形になりますと、23名ないし24名の職員集団になります。それから、市の非常勤講師の先生を入れると27名ぐらいになるんではないかなと。そうすると、教科的にも1教科で4人ないし5人の先生が出てきます。こうなると、教職員集団も国語なら国語の教科で、それぞれが教科で部会を開いて学習も深めることができますので、教科についても強まるものと考えております。

以上です。

○議長（石橋英和君）ほかにありませんか。

17番 松本君。

○17番（松本健一君）ありがとうございます。

この統合に関しては、3学区、3中学校区が統合なので、市全体で見ると、約3分の1ぐらいのエリアを占めていることになると思います。

その中で、まず市民の方から、今回の地元説明会に対してクレームを受けております。

それは、これだけ大きな面積を占めているにもかかわらず、インターネット等での告知がされてなかったんじゃないかと。十分にその期間が知ることができなかったというふうに、私、お電話いただいたことを記憶しております。

それも含めまして、4点聞かせていただきたいと思います。

まず、この地元説明会、11月の18日、19日、20日と行われた分に関しては、ホームページで開催案内をいつ行ったのか、この点。

それと2点目、この説明会以降、統合準備会は行われて今回のこの条例の改正につながってきているのか。つまりは、説明はしたけれども、また持ち帰って、その中で整理をしてここに来ているというふうに行っておられるのか、2点目。

3点目としては、この地元説明会におきまして、配布資料、平成26年11月地元説明会資料(児童生徒アンケート集計含む)、これが今インターネットで公開されております。これを見てみますと、統合に伴う条件整備として12項目挙げられております。その中で気になるのは③、⑥、⑫。③が通学バスを導入というふうに書かれてあります。先ほどの次長の答弁だと、このエリアは通学バスの対象で準備しているというふうには、もう地元では言ってしまうのではないのでしょうか。

⑥に関しましては、クーラーの設置、これに関しては、平成28年度から小・中学校にクーラーを設置していく予定というふうに説明しています。これは、全小・中学校を指すのか、今回の統合をする学校に対して行われているのか、その点も。

それと⑫番は、新しい学校名、新しい校歌の協議と書かれてあります。これはもう変えるということを前提に行われているんだとは思いますが、この点に関しても、この

資料に関してご説明いただきたいと思います。

質問の四つ目、条例改正を今定例会に行われた理由です。ここで議会に対して説明をするということは、最後の、住民に対しての説明責任をしっかりと果たすという意味合いを持っているかと思えますけれども、この改正案、設管の改正をただ単純に出されて、このまま通過するということは我々できないので、この点に関しても含めてご説明いただきたいと思えます。

○議長(石橋英和君) 教育次長。

○教育次長(坂本安弘君) 質問項目がたくさんありますので、抜けておればまた言っていたらと思えます。

まず、最終の地元説明会の開催案内についてでございますけれども、今回は特に最終的な報告、平成28年4月に3校を統合して新しい中学校をつくるという報告をする会でありましたので、できるだけたくさんの人に来ていただきたいという気持ちがありました。そのため、区長理事会のほうにお願いをいたしまして、該当中学校区について各家庭に回覧が回るような形で、お知らせをまずさせていただきます。その回覧に合わせて、ホームページでも開催案内を掲載させていただいたところでございます。

(「答弁もれ。いつ行われたのか」と呼ぶ者あり)

○教育次長(坂本安弘君) 申しわけございません。細かい日までは今ここに資料がございませんので、後ほど報告させていただきます。

最終的な地元説明会の開催に至るまでに、統合準備会をまず開かせていただきました。そこで、各統合準備会から、統合については統合準備会で結論を出すのは難しいので、一定の理解をした上で、最終的な判断は市のほうにお任せするという結論をいただきまして、その結論を持って地元説明会に入ったという

ことになります。

それから、資料で何点かお話をいただきましたが、まず、山田・吉原地区の通学バスの導入でございますが、先ほども申し上げましたように、片道5kmを超える、吉原・山田地区になるわけでございますけれども、通学バスを導入していくということで、市のほうとも協議をさせていただいております、決定といえますか、そういう方向で通学バスを出していくということにしております。

それから、飛んでしまうかもわかりませんが、クーラーの設置についてもおたがございました。これは、順次28年度から、小・中学校、統合だけでなしに、クーラーを各教室に設置していくということでございます。まず、28年度に中学校を実施するということでございます。

それから、なぜ今の時期かというところでございますけれども、いろいろと説明会をしていく中でも、実際に28年4月頃にこういう状態になるので統合しなければならないという形で、ずっと進んできたわけでございますけれども、先といえますか、一定いつというところを決めませんと、細かい準備に入れないということがございます。教育長が先ほどから申し上げておるような、細かい準備を行っていくためにも、一定の期間が必要であるというふうに考えまして、統合準備会の結論もいただいた上で、今回、条例を上げさせていただいて、承認をいただければ28年4月に向けて細かい準備に入っていきたいというふうに考えておりました、今回、条例を上げさせていただいたということになります。

○議長（石橋英和君）教育長。

○教育長（小林俊治君）地元説明会資料のインターネットの部分の12番目の項目ですけども、新しい校名、また新しい校歌というお話をいただいた件です。

私たちは、三つの地域で説明に上がらせていただいて、最後、そうですね、最近になりましたといえますか、今年度の夏以降から、校歌、校名はどうするんですかというご質問を随分いただきました。私たちがつくりたいと思っている学校は、西部中学校、学文路中学校、橋本中学校を統合して新しい中学校をつくりたい。そういうお話をさせていただきました。ということになりますと、校歌・校名につきましても、全くといえますか、新しい形で付けて子どもたちを迎え入れたいと思っております。

ただ、このことにつきましては、今後、保護者説明会、地域説明会、統合準備会等、ここで承認いただければはじめて第一歩が切れる、現実的な第一歩が切れると思っておりますので、その時々でご説明いただいで、ご了承いただいでいくような方向に進めたいと思っております。

（「答弁もれ」と呼ぶ者あり）

○議長（石橋英和君）答弁もれ指摘してください。

○17番（松本健一君）二つ目の質問で、私、聞かせていただいたのは、説明会以降は統合準備会は行われていたのかということで聞かせていただいたんですけども、答弁の内容から推測すると、行わずにここに条例が上げられているということになりますけれども、それで正しいかどうか。

○議長（石橋英和君）教育次長。

○教育次長（坂本安弘君）先ほども申し上げましたように、統合準備会では各統合準備会から教育委員会、市のほうに最終的な判断を委ねるところで説明会を開催させていただいておりますので、説明会開催後の統合準備会は開催をしてございません。

それから先ほどの、ちょっと私、答弁で日の詳細までわからないというふうに申し上げ

ましたが、10月23日に広報の配布に合わせて各地域への、該当地域への回覧を配布していただいております。それから、同じく10月28日、29日にホームページにアップさせていただいております。

以上です。

○議長（石橋英和君）17番 松本君。

○17番（松本健一君）まず、一つ一つ、はじめのホームページの、開催の掲載に関しては、確かに10月の28、29で公開されているかと思えますけれども、そのホームページはどのように、ここに載せたということを告知されていたのか。トップページに載せて、そこから、今の橋本のホームページはRSSとかございますので、ツイッターに、フェイスブックに飛ばすであったり、トップページに表示をさせることができるはずですよ。

私、はじめに言うたように、市域の3分の1を占めるエリアですから、そういうところにお住まいの方々が、回覧が回ってきて見るのというのは本当に一瞬なんです。どこも次に次に回していかなあかんから、なかなか詳細に読めない。そういうところで、ホームページを見てらっしゃる方々が多くなってきています。そこに対しては、一体いつそういう手続きをトピック等に上げられたのか、再度ご質問させていただきます。

それと、今回のこの説明会は、結論を持って教育委員会が行かれたということで、その結論というのは、この議会に対していつ説明されたのか。我々、一切この資料に関しては見たことございません。各議員、この説明会に来いというふうに呼ばれた記憶もございません。その上で、ここにこの条例が上がっておりますので、もっと細かく聞いていかないといけなくなります。そういった意味で、最終的な結論というのは教育委員会だけで行ってよろしいんでしょうか。

その点、2点を聞かせていただきたいと思います。

○議長（石橋英和君）教育長。

○教育長（小林俊治君）ホームページの記載の日時というのは、今はっきりと把握しておりません。後で報告させていただきます。ただ、統合準備会等のお話につきましては、ホームページにアップ、その都度しているという形になっておると思っています。

それと、三つの中学校を統合して、新しい中学校を橋本中学校につくるという形でご理解をいただいたのは、9月29日、30日、10月6日で行いました各中学校区の統合準備会の中で了解をいただいています。それまでに、28年4月をめどに新しい中学校をつくるというお話はさせていただいておりましたけれども、結論付けてさせていただいたのは、その9月下旬から10月初旬にかけての統合準備会でございます。

それと、教育委員会がそれを決定するのではなくて、やはり、議会にかけて議員の皆さんにご判断をいただくということが最終統合の進む道だと思っています。だから、私たち教育委員会が、全て前に来て全部やるというわけではなくて、ここまでやりました。その結論としてこれを持ってきましたので、どうかご判断をいただきたいと思います、という形で、今、上程をさせていただいておるところです。

（「答弁もれ」と呼ぶ者あり）

○議長（石橋英和君）答弁もれ指摘してください。

○17番（松本健一君）要するに、私が聞きたいのは、ここに来る前に議会に対しての報告等を、その結論であったのであれば、それをちゃんと説明しましたかということを知りたいんです。したかどうかです。イエスかノーか教えてください。

○議長（石橋英和君）教育長。

○教育長（小林俊治君）教育委員会としては、今までの過程、いろいろ一般質問でも質問をいただいております。その都度、平成28年4月1日に統合を行いますというお話をさせていただいていただいと認識しています。

それと、もう一つは、先ほど私のほうで、教育委員会として平成28年4月1日に統廃合に向かいますというお話をさせていただきましたが、このときに、議会承認を得て、28年4月1日に承認を得たら統合を行いますというお話を、保護者説明会、統合準備会にもさせていただいています。細かいところ、そういう形でお話をしています。

○議長（石橋英和君）ほかにありませんか。

9番 松浦君。

○9番（松浦健次君）教育委員会としては、いろんな形で説明して、ホームページにも載せているというので、議員としては、そういうことに関心があるんだったら、しっかりそういうことも見た上での質問をせないかと私は思います。説明会にも私も何回か出させてもらいましたけども、出てくる人少ない。でも、少なくとも、出てきた人は活発な意見を交換して、それで納得のできる、私が聞いていて納得のできる答弁をしておられました。

それはそれとして、私が市当局にお願いとか聞きたいのは、どういう気持ちかと聞きたいのは、先ほど教育長が、最低4名加配するというようなお話でしたけれども、いろんな事態が生じて、4名以上必要になるか8名になるかわからんと。そうでなかったら学校がもたんというような状況だってあり得ると思うんです。そのときに、金がないからもうこれとか、そういうことを言わないで、教育現場に携わる方々の体験から生じた要求、つまり人員の要求というのを、私は備えてあげべきだと思うんです。その辺について、

大丈夫だという考えですか。

○議長（石橋英和君）副市長。

○副市長（森川嘉久君）教員の体制の問題については、教育委員会でご検討いただくことになるわけでございますけども、加配の問題については、県教委のほうへも働きかけていくというようなお話を聞いております。

さらに、ということでございますが、これは単費の教員の加配ということでご質問をいただいているかと思っておりますけども、もちろん中学校の統合というのは大事業でございますので、これは先ほどから教育長が言われておるように、万全の体制で臨むべきであろうと思っておりますので、これは教育委員会と協議をしながら、積極的なバックアップはさせていただきたいと考えております。

○議長（石橋英和君）教育次長。

○教育次長（坂本安弘君）先ほど答弁を保留しておりましたホームページの関係でございますけれども、先ほども申し上げましたように、10月28、29日にホームページにアップいたしました。そのときに、トップページに載せたわけでございますけれども、当初、二、三日の間、リンク張り付けがうまく行っておりませんで、教育委員会のホームページ、いわゆる統合のところのホームページに飛ばなかったという事実はあったようでございます。以上です。

○議長（石橋英和君）ほかにありませんか。

15番 田中君。

○15番（田中博晃君）私も、実は高野口中学校の統合の第一期生として、当時かなりすごかったというのを覚えております。

今、ちょうど同年代がそのとき保護者、今の、次統合すれば、そのときの保護者になるんですけども、私のところで一番よく聞かれる連絡があるのが、校区の問題なんです。教育委員会の考え方は知っています。しかし、

道挟んで隣同士で、まずもうぶっちゃけたら、高野口のほうが近いところというのがいっぱいあります。

私の立場からどうこうと言えへんのやけれども、じゃあ、もう今のうちにおばあちゃんとかへ引っ越しておいたほうがいいのかなとかという意見も、やっぱり出てるのは事実なんです。例えば、クラブ活動であれば、もし当該の学校にそのクラブがなかったら遠いところとかに行けるというのも、保護者の方、今、特に小学校4、5、6年の保護者の方、調べられてます。そのあたりの、その校区に関しても、きっちり伝わってないんじゃないかなという気がしてるんですけども、そのあたりはいかがでしょうか。

○議長（石橋英和君）教育長。

○教育長（小林俊治君）基本的に、西部小学校の子ども、学文路小学校の子ども、清水小学校の子ども、そして橋本小学校の子どもが新しくできた橋本中学校へ通学する。それは変わりございません。その気持ちで取り組んでおりますし、各学校も、先ほども話させていただいたとおり、ともに中学校へ行こうやないかという、そういう仲間づくりに取り組んでいただけるように、また指導していきたいと思っています。

○議長（石橋英和君）15番 田中君。

○15番（田中博晃君）というよりも、その説明がきっちりできてるのかなと。保護者の方、特に、対象がどうしても小学校の子が今中心になってきて、このままいけば中1、小5、小6かな、今の、が対象になってくるんですけども、特に小学校のほうの保護者宛てに、ひょっとしたらきっちり伝わってないんじゃないかなと。これは行かないほうも悪いといったらそうかもしれないんですけども、そのあたりはどのようにされているかをお伺いしたかったんです。

○議長（石橋英和君）教育長。

○教育長（小林俊治君）通学区域の問題につきましては、例えば、子どもにはアンケートをとるときに、スクリーン等に映し出しての通学の過程を説明はさせていただいています。保護者の皆さんについては、地元説明会のときに説明はさせていただいていますけども、今、議員おただしのおり、全員の保護者が集まっているというわけではございませんので、この議会の中でご承認いただいた場合は、28年4月1日に新しい中学校を橋本中学校につくるという過程で、各小学校の保護者に説明に上がらせていただきたいと。また、学校からも説明していただくという気持ちであります。

○議長（石橋英和君）ほかにありませんか。

18番 井上君。

○18番（井上勝彦君）教育長、条例の提案ですんやけど、条例は条例として、これ、付託されておりませんか、文教厚生委員会に。付託されてないということは、ここで質疑をせないかんのですけども、議員は市民の代表でするので、やはり全て認識をして、統合に向けてはやっぱり教育委員会に、我々も統合することが大事やということの中から、反対じゃないんですよ。そういう中から条例を通す場合、もろもろの説明会の中で、いろいろな問題が決められてきておる。また、予定している部分もある。そういうことが、やはり28年度、27年度予算化していかないかと。そうでしょう。

そうなってきましたと、議会に対して、やはり議会というのは、決めてからそれを報告というんじゃないくて、議会でもんでいただくということも大事なんです。それには文教厚生常任委員会というのがありますので、この条例が通った後の即、やっぱり委員会を開いていただいて、丁寧に議会にちゃんと説明をし

て、これからこういうことで、こういうふうに進んでいくんやと。それで、保護者はこういうふうが決まったんやということで、やっぱり文教厚生常任委員会というものがある。経済建設委員会もありますので、私たちは到底議会に言うたらかき回されるよという、そういう立場じゃない。協力をする立場ですからね。やっぱり議会議員が条例を何もわからんと通して、これ統合するんだけど、どなくなつてんのよと市民から聞かれたときに、私ら何も知らんと、これ、条例、合併するのを通したんよと、こんなわけにいけませんねん。議会というのは。議員というのは。全てやっぱり知ってやなあかんのです。ほんで、お互いに協力し合って、いいものをつくっていくと。各地区に議員もおられるのでね。

そういう意味において、中身はいろいろと聞いております。体育館の建設とか、あるいは通学バスの導入とか、あるいは学文路の跡地については、こども園あるいは公民館の建設とか、いろいろ個々には聞いておりますけれども、議員全体何もわかっておりません。教育委員会の進めた部分についてのですね。そういうのは、監視カメラを導入するとか予算が伴ってきますね。たくさん。そういうものを文教厚生常任委員会の中で、十分何と何とは決定して、何と何とは予定しているんやというようなことも随時、やっぱり協力していただくという意味で、この条例が通った後にでも、即、文教厚生委員会、12月議会まだ12日までであるので、そういう丁寧な説明を文教厚生委員会を出していただいて、そしてより良いもの、より良い意見を、議員としての意見も聞いていただいて、そして協働で子どもたちのためにいい学校にしていくということをしていただきたいと思いますと思うんですが、その点について、どう思いますか。

文教厚生委員会を持つということであれば、

この条例も、それなりに何とか通してくれるんじゃないかなと思うんですけども。通るか通らんかわかりません、そのときには決められるんやけど、そのことをちょっとご答弁願います。

○議長（石橋英和君）教育長。

○教育長（小林俊治君）12月9日の文教厚生委員会にお諮りというか、検討いただく材料をお示ししたいと思います。その場で検討いただいて、今、井上議員おっしゃられたとおり。

○議長（石橋英和君）局長、言いなさい。

○議会事務局長（石井 豊君）それは議会運営委員会で決めますので。

○教育長（小林俊治君）それは12月9日の部分で、この議会を決めていただくように報告させていただきます。

○議長（石橋英和君）18番 井上君。

○18番（井上勝彦君）文教厚生委員会というのがありますので、委員会のほうから要請もあるだろうと思いますけれども、当局のほうから、委員会として開いていただく要請、要請というか、こちらからもしますけれども、そのときには、おいでいただけますかということで、そちらからも要請していただけたら、こちらはまた要請に応じるということ。

○議長（石橋英和君）暫時休憩いたします。

（午前11時31分 休憩）

（午前11時44分 再開）

○議長（石橋英和君）会議を再開いたします。

18番 井上君。

○18番（井上勝彦君）教育長に、ご意見として述べさせていただきます。

この件について、文教厚生常任委員会のほうから所管事務調査として要請があった場合、受けていただくかどうかということで、私は文教厚生常任委員ではございませんけれども、

大事なことであると思いますので、ひとつお願いしたいということでございますが、ご答弁願います。

○議長（石橋英和君）教育長。

○教育長（小林俊治君）そのようにお受けさせていただきますと思っています。

○議長（石橋英和君）ほかにありませんか。

2番 阪本君。

○2番（阪本久代君）今までずっと質疑を聞いてまして、一つだけ、もう少し詳しく教えていただきたいなと思ったことがありましたのでお尋ねします。

この条例が議決された後で細かいことに入っていきたいというふうにおっしゃられたんですけれども、その細かいことというのは、どういうことを指しているんでしょうか。

○議長（石橋英和君）教育長。

○教育長（小林俊治君）まず、この後、ハードウェア、ソフトウェア両面ありますけども、ソフトウェアについては、例えば教育課程、それから小中一貫教育について。その中では学校行事について、また、教員の授業交流、小中一貫教育について、それから、特別支援教育の内容について、こういう形を考えています。それから、児童生徒の交流ということで、平成27年度中にどういうことをできるか。また、平成28年度ではどうしていくか。それから、保護者対象の学校見学会や学校説明会。これは平成27年度に行います。それから、平成27年度につきましては、校務分掌について。例えば、教務部で教務主任の先生方に集まっていたら、28年度の学校の教務内容について、研究組織について検討します。それから、生徒指導について。例えば、生徒指導主任に集まっていたら、生徒指導のあり方を検討していきたい。それから、生徒会担当の先生方に集まっていたら、生徒会のあり方を検討していきたい。それから、部活動

の担当の先生方に集まっていたら、部活動の数、中体連等の対外試合などをどうしていくかということも検討していきます。それから、庶務ということでPTAの組織をどうするか。また、PTAの会計をどうするか。また、文化体育の振興についてどうしていくか。これも検討材料です。

それから、備品関係もでございます。一般備品、それから教材備品、図書、それから教科書。こういうことについても検討材料に挙がっています。それから、学校の施設設備、それから通学路関係につきましても、3校の校長で集まって協議して決めていくところは決めていきます。それから、校舎の施設、設計面等についても検討します。

次に、制服、体操服、これも検討していく必要があります。ただ、業者につきましては、早くから業者との打ち合わせが必要ですので、もう業者との打ち合わせは済ませております。今後、この、きょうの議会の承認によってまた変わりますけども、それも入れて業者との説明、始まっています。

それから、関係機関との調整。例えば、校長会、それから各種団体、そして教育コミュニティ。きのうお話しさせていただきました。今、学文路中学校区のみにありますけど、西部、橋本の教育コミュニティをどうしていくか。それから、健全育成会、これをどうしていくか。それから、学校関係者評価委員会というのが各学校にございます。これを新しい学校にした場合、どうしていくか。そして、校名と校歌をどうしていくか。

そういうふうな形で、約10点に分けて、それぞれ担当、それから各小・中学校長、教頭先生、養護の先生、体育主任の先生、生徒指導主任の先生に集まっていたら、平成27年度といいますより、この議会が終了次第、承認いただいた次第、具体的に動く必要があ

ります。

以上です。

○教育長（小林俊治君）2番 阪本君。

○2番（阪本久代君）議決されればすぐに、ということなんですけれども、この1年数カ月の間に、今おっしゃられたことを全部やっていくということだと思んですが、3校を一つにする、また、子どもたちの交流も含めてということになれば、やっぱりかなり時間をかけたほうがスムーズに行くのではないかなという、今のずっと説明を聞いていて、スムーズに行くのではないかなというふうに実際思ったんですけれども、この1年数カ月の間で本当に大丈夫なんですかというのが一つと、それと、通学路の場合でも、多分、今までも通学路の安全といいますか、防犯灯とか街路灯とか、そういう要望とかもいろいろ出てると思うんですが、その辺の設置が間に合うのかというか、その2点について、再度お尋ねします。

○議長（石橋英和君）教育長。

○教育長（小林俊治君）今、お話しさせていただいた内容につきましては、平成28年4月に新しい中学校をつくるという一定の日にち、ゴールを決めた上で逆算してありますので、きょうの議会で承認いただいた場合、実現は可能であると、このように考えています。

それから、通学路につきましては、小学校は通学路は決まっています。学校が全部決めて行っています。中学校につきましては、通学路というのは逆に、子どもたちがこう通学してきますよというのが通学路に、逆になってきます。それをどう反映していくかというのは、平成27年度で橋本中学校に行った場合、あなたはどのような通学路を通って行きますかというのを子どもたちに聞かせていただいた上で、まだ不備な点があれば、それは全力を挙げて整備していくというふうに考えていま

す。

○議長（石橋英和君）ほかにありませんか。

3番 高本君。

○3番（高本勝次君）お聞きします。私が、一般質問でもお聞きしたんですけれども、どうも納得できない話の一つありまして、小中学校適正規模・適正委員会の検討委員会で、児童、子どもたちの意見を尊重する、十分に尊重するということを繰り返し繰り返し書いております。なのに、そのアンケートをとったのが、この条例が出される3カ月前。児童、子どもたちの意見が条例に反映される状況ではなかったように思うんですけどね。どうも、話が逆さまで、それから22年3月に審議会答申が出されたときに、即座にそこから、順番としては子どもたちに意見を十分時間をかけて聞きながら、慎重に検討しながら今回の条例を出すべきではなかったでしょうかと私は思うんです。子どもたちのアンケートとるのが、条例出される3カ月前。これで、児童、子どもたちの意見が尊重されていると言えないと思うんですけどね。言えると思いますか。ちょっと答弁お願いします。

○議長（石橋英和君）教育長。

○教育長（小林俊治君）議員のおっしゃる部分でいいますと、「学習の主体者である子ども（児童生徒）の意見をその発達段階に応じて可能な範囲で聞き取り、計画立案にあたって反映させることが重要である」という形になっております。ここの部分で大事な要素というのは、計画立案でございます。新しい学校の計画立案にあたって反映させていくということは、私たち自身、これからの取り組みも含んでいると、このように考えています。

だから、子どもたちの今の状況の中で、やる・やらん、統合する・統合しないという問題ではなくて、子どもたちがより良い教育状況を得るために、これから1年数カ月かけて、

私たちがどういう、今の子どもの状況を把握して、具体的にどう取り組んでいくか。これが大切であるというふうに私は考えています。

○議長（石橋英和君）3番 高本君。

○3番（高本勝次君）今の教育長の説明は、全然説明になってないと私は思うんですけども、今回のこの統合条例というのは、すごい重要な問題なんです。もう後には下げられない、決めてしまったら下げられない。それは、もう、きょうこの瞬間決めてしまうんです。そういう重要な問題を、子どもたちのアンケートをとったのが3カ月前。私、言いたいのは、時間かけてやっぱり慎重にするべきではないかと思うんですけども、その慎重さがこの3カ月で、どうも慎重に条例が提出されたように思わないんですけどね。

本当に、この条例というのは、結局この三つの中学校を統合する結果なんですよ。橋本中学になってしまうんです。もう決まっちゃったら、いろいろ意見あっても、あと子どもたち、あれやこれやといろいろ不満の声が、たくさんアンケート出されておりました。だけでもそれが、子どもたち、児童生徒に説明するというよりか、説得するというか、そんな形しかないんじゃないですか。あくまでもこれ、この3カ月前のこのアンケートの結果、どう生かされたかということは、この答申に書いているようなことでは、慎重に、あくまでも慎重にということ、子どもたちの意見を重視するということが書いてるんですからね。3カ月で慎重にというか、中学校を統合することが結論ありきなんです。子どもたち、じたばたしても、父兄の人がじたばたしても、どうしようもない。決まっちゃったら。きょうこの瞬間、決まってしまうんです。本当に大事な問題なんですけどね。

そういう意味では、アンケートをとったのが遅過ぎたん違いますか。そういう意味では、

アンケートとることが、この3カ月前だったんですから、時間かけて慎重に決めていくべきやと私は思うんですけども、今回、これ、ここで条例決定してしまうのは、どうも納得できないと思うんですけども、いかがですか。

○議長（石橋英和君）教育次長。

○教育次長（坂本安弘君）私のほうからアンケートといいますか、お答えをさせていただきます。

教育長も一般質問も含めていろいろ説明をさせていただいておりますが、22年の3月に答申を受けて、21年度末に答申を受けて、22年1年間をかけて基本方針の素案というものを作成してまいりました。その後、23年度から地元の説明会に入ったわけでございますけれども、一番最初の説明会のときに、23年の夏頃でございます。当時も素案ということでございましたので、28年度頃に各学校が100人規模の学校になるので、統合をする必要があるというような素案でございまして、具体的に28年4月と決めたものでは、もちろんありませんでした。その中で保護者説明会を実施させていただいて、教育長を含め全ての教育委員にも参加していただいて、説明会を実施したんですけども、出席していただけた保護者というのは本当に限られた人数の方だけでございました。

そのため、いろんな意見をお聞きしたいということも含めて、小学校、中学校のみならず、幼稚園、保育園、該当するところの区域の家庭に、それぞれ学校、幼稚園、保育園の先生方にご協力をいただいて、アンケートをとってきたということがございます。確かに、そのアンケートは保護者アンケートということではございましたが、子どもについてのことを書いていただく自由記載のものでございましたので、そういった過程を踏んでまいっております。決して性急に行ったものでは

ないというふうに考えております。

○議長（石橋英和君）ほかにありませんか。

16番 堀内君。

○16番（堀内和久君）お昼前にすいません。

僕もちよっと、私は清水・学文路地域で、いろいろ説明を聞かせていただいたりとかするんですけど、当然、西部、学文路、橋本で温度差等もあると思うんですけども、私はいろいろ、皆さん、かんかんがくがくやっていたいておるんですけど、教育長並びに教育次長、ほんで現場の職員の説明の姿勢を、僕は学文路地区で見ていると、本当に共感できる、汗かいていただいているというふうに僕は認識しております。

で、先ほどの答弁で細かい準備という言葉と、ゴールを決めて逆算という教育長の答弁あったわけですけども、これ、2点だけちょっと、前からの分とあわせて2点だけお伺いするんですけども、ゴールを決めて逆算というご答弁に対してですけど、もう既に平成28年に向けて、スタッフ並びに校長というのはもう決まってるのかなということが、まずそこを、スタートを決めるんやったら、まず長を決めてから逆算するべきなんではないかなというのが、個人的な見解を持っております。それ1点、お答えいただきたいのと、前にも議場で話したんですけど、クラブ活動ですね。さっき答弁あったんですけど、クラブ活動で、細かいこと言うて悪いんですけど、3月末、4月頭に教員というか、学年が変わると。で、クラブ活動は中体連が終わったら、前も言うたんですよ、多分。中体連が終わったら新メンバーになるんですかね。2年生が新キャプテンで、新人戦に向かってという入れ替えになるんですね。そこにきて、外部指導者というのも、任期が多分3月末か4月になってるんですね。ここら辺のバランスというのかな、合併というか、新しい学校ができるんであれ

ば、そのクラブ活動の引っ付くタイミングというんかな、そこら辺に対しての措置というか、何かございますでしょうか。お願いします。

○議長（石橋英和君）教育長。

○教育長（小林俊治君）27年度の3校のスタッフにつきましては、今はまだ決まっております。ただ、統合のための嘱託職員1名入っております。今、各学校を回って、各学校の様子、また統合に向けて、子どもたちへの指導等に既に回っていただいておりますので、この嘱託職員1名だけですが、今、逆に言いますと27年度の指針に向けて、具体的にもう既に動いていただいております。

27年度のスタッフ等につきましては、西部も学文路も橋本も、それぞれより良い教育の充実ができるように、また考えていきたいなと思っています。3校とも力を入れて27年度は取り組んでいきたいと思っております。

それと、クラブ活動につきましてはですけども、いろんな案があります。もう既にクラブ活動が成立できずに、例えば、野球ですと学文路と西部中学校が合同で試合に、この新人戦は出ておりました。これから先、橋本につきましても急激に野球部員、野球に特化したものを言いますと、野球部員がいなくなります。もう既に27年度で、3校で合同で取り組んでいかなくてはいけないもの、それから、交流しなければいけないもの、これらをもう既に把握はしております。体育主任、部活動の先生方とも協議して、具体的に27年度は、中体連が終わり次第進めていかなければならないと、そのように考えています。

○議長（石橋英和君）16番 堀内君。

○16番（堀内和久君）ありがとうございます。本当に一番ありがたいお答えやったと思います。あと、外部指導等もついてくる問題だと思っておりますので、生徒に対して一番プラスに働

くように、よろしくお願いいたします。とともに、先ほどの校長、スタッフの話ですけども、やはりこれだけ熱くなる議論になるので、慎重審査の上、教育長が先頭に立って新しい学校の長を決めて、そのスタッフを徐々に決めて、落ち度のないように慎重によろしくお願いいたします。

答弁結構です。

○議長（石橋英和君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第15号については、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）ご異議がありますので、起立により採決いたします。

委員会の付託を省略することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（石橋英和君）起立多数であります。

よって、本案については、委員会の付託を省略することは可決されました。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対の立場で討論する方ありませんか。

3番 高本君。

〔3番（高本勝次君）登壇〕

○3番（高本勝次君）反対の立場で討論いたします。

私は、橋本市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例について、反対の立場で討論させていただきます。

平成22年2月に出された橋本市小中学校適正規模・適正配置検討委員会の答申の中に繰

り返し指摘しているように、あくまでも学習の主体者である児童生徒の意見を聞き取り、反映させることが重要であると強調しています。そこで、実施された生徒のアンケートの調査結果は、今回の条例が出される3カ月前でありました。検討委員会の答申が平成22年2月に提出され、そして、地元関係者代表になる審議する統合準備会がつくられ、その議論が始まったのが昨年9月からでした。今回の条例案が、児童生徒の意見を聞き取りしたのが3カ月前で、地元の関係者の意見を聞くという、この統合準備会が昨年の9月から3校それぞれで、5回、6回、7回とそれぞれ開催されています。

私は、一番問題にしたいことは、この条例案が提出される3カ月前に、児童生徒の意見を聞くというアンケート調査をしたこと、これが問題だと思います。要するに、当事者である児童生徒の意見を聞く、このことを後回しにして、行政当局の側から、また、統合準備会の審議が行われたということでもあります。児童生徒の意見が審議の中で生かされなかったことが大きな問題だと私は思います。検討委員会の答申で、あくまでも学習の主体者である児童生徒の意見を聞き取り反映させることが重要であると言っているのに、結論を出す手順が全く逆になっているように私は思います。児童生徒の意見を聞いたのが3カ月前ですから、3校統合、統廃合する結論を出すのは、私は早過ぎると思っています。児童生徒の意見が反映される審議が行われてから結論を出すことが重要ではないかと思えます。

そういったことで、今回の条例の提出は、今申し上げたような内容で、本当に時期尚早、早く出し過ぎではないかと思えます。

そういった意味で、今回の橋本市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例についての反対討論といたします。

○議長（石橋英和君）次に、賛成の立場で討論する方ありませんか。

9番 松浦君。

〔9番（松浦健次君）登壇〕

○9番（松浦健次君）今までの審議の経過を前提として、細々としたことは言わないで簡単に申し上げます。

まず、統合の必要性、これは納得できます。合理性があります。方法、準備等については、私は、説明会にたびたび行かせていただきましたが、教育委員会の答弁、あるいは保護者の素朴な疑問、これに対しては誠実に答えてくださっていたと思います。しかも、その内容というのは、私は納得できるものでした。

子どもの意見を子どもの意見と言いますが、子どもというのは、たかが10年の人生経験しかないんです。大人は何十年の現場を、あるいは過程を経験した上で、これがいい、あれがいいと決めるんです。子どもの意見を尊重するというのも大事ですが、大人がその経験と精進とから得た見識を持って、これでやるんだというのは、それは通すべきで、子どもが、たかだか何年間かの経験から言うだけ、好き嫌いと言うだけ。子どもは、この教育に対して責任を持たないんですよ。責任を負えるのは、これを決めた人、実現していく人なんです。その人の意見を尊重しなくてどうしますか。

また、子どもの意見を聞いたとしても、子どもの意見はこうだろう、ああだろうと、大人がいろいろ推測した上で、予想した上で、こんな意見も出るだろうと、それを前提として今まで検討してきたんです。何も子どもを全く無視してやってきたわけではないんです。

その辺も考慮に入れまして、ぜひとも今回の統合ということを成功させて、本当に子どもたち自身の成長に何が必要かということを考えて上で、環境を整えて実施していくのが

我々の責務と考えております。

どうぞご賛同、よろしく申し上げます。

○議長（石橋英和君）次に、反対の立場で討論する方ありませんか。

2番 阪本君。

〔2番（阪本久代君）登壇〕

○2番（阪本久代君）反対の立場で討論を行います。

答申が出てから、統合準備会が開かれ、保護者説明会も何度も開いてきましたというふうに説明もありました。私自身、西部中学校区の統合準備会に何度か傍聴に行ったんですけども、統合は決まっていないという説明をしながらも、もう統合は決まったことだというふうに受け取られているような審議の進め方といいますか、結局、なかなか、もう一路統合に向かっての準備というような感じに印象を受けました。

先ほど、この統合準備会では、結論としては結論を出すのは難しいと。最終的な結論は教育委員会に委ねられたということですので、やはり、この中学校の統合問題というのは、地域の皆さんと一緒に作り上げていくにしても、本当に難しい問題であるというふうに思います。

そういう中で、先ほども、これから1年数カ月で実際の統合に向けて、いろいろなことをするには十分時間はあるというふうな説明はありましたけれども、やはり今、1年数カ月とかではなくて、やはり統合に向けても、もう少し時間をかけるべきだと思いますし、28年4月1日から施行するというので、この条例の改正は、もう少し期間をつくったほうがいいんじゃないかなと思います。

それと、私自身が心配するのは、今は西部中学校、学文路中学校、橋本中学校の統合ですけれども、これが決まれば、次の紀見地域、まだ子どもたちの、生徒数の動向を見るとい

うことで、今とりあえずは据え置きになって  
ますけれども、また次のときに同じような形  
で、この地域での話し合いといえますか、そ  
ういうのが進められるのであれば、本当に統  
合ありきで進められてしまうのではないかな  
と危惧いたします。

そのことも含めて、今回のこの一部を改正  
する条例については反対をいたします。

○議長（石橋英和君）次に、賛成の立場で討  
論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）ほかに討論する方あり  
ませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）討論がないようですの  
で、討論を終結いたします。

これより議案第15号 橋本市立小学校及び  
中学校設置条例の一部を改正する条例につい  
て を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸  
君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（石橋英和君）起立多数であります。

よって、議案第15号は、原案のとおり可決  
されました。

この際、午後1時15分まで休憩いたします。

（午後0時16分 休憩）

（午後1時15分 再開）

○議長（石橋英和君）休憩前に引き続き会議  
を開きます。

日程に従い、議案審議を行います。

日程第21 議案第16号 橋本市小学生医療  
費の支給に関する条例の一部を改正する条  
例について と、日程第22 議案第17号  
橋本市ひとり親家庭医療費の支給に関する  
条例の一部を改正する条例について

○議長（石橋英和君）日程第21 議案第16号  
橋本市小学生医療費の支給に関する条例の一  
部を改正する条例について と、日程第22  
議案第17号 橋本市ひとり親家庭医療費の支  
給に関する条例の一部を改正する条例につい  
て の2件を一括議題といたします。

これより、2件一括して質疑を行います。  
質疑ありませんか。

7番 中西君。

○7番（中西峰雄君）この医療費の支給に関  
する条例に伴って必要となる予算額の増加分  
がいかほどになるのかお尋ねいたしたいと思  
いますし、それと、この医療費の無料化に、  
これまでいくら必要とされてきたのか、そし  
て、そのうち県費補助がありますけれども、  
確認ですが、市単の負担分としていかほどに  
なっているのか、増加分についてもお願いし  
たいと思います。

○議長（石橋英和君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（石橋章弘君）今回の条例改  
正の内容でございますが、中学生の医療費の  
自己負担部分の無償化ということに向けて、  
現在、運用しています小学生医療費の無償化、  
その同じ手法で行うということで、この条例  
を改正するものでございます。それで、必要  
となる金額、予算については、当初予算で計  
上していくということになるわけです、新た  
な部分については。この部分については、ま  
だ現在、当初予算を編成中というか、作業中  
でございますが、一応、見込みといたしまし  
ては3,200万円程度、市単部分でございます。  
この部分は全部市単ということで、3,200万円  
程度を現時点で事務方としては予定してござ  
います。それと、後段のご質問、ちょっと今、  
資料を持ち合わせておりません。

○議長（石橋英和君）7番 中西君。

○7番（中西峰雄君）この制度が始まります  
と、経常的に、今の段階ですけれども、3,200

万円の経費が必要となってまいります。3,200万円の経常的な経費の増加ということですが、市の行財政運営の原則論をちょっとお聞かせいただきたいんですが、経常的な経費については、できるだけ抑えていくという基本的な方針が、まず、あるかと思いますが、経常的な経費の増加については経常的な経費の削減で応じていくというのが原則でなければならないのではなかというふうに考えておりますが、市のほうの基本的な方針はどのようになっているのか。

もう一点は、この制度は経常的な経費の増加ということになっていくわけですが、この財源について、私が申し上げました経常的な経費の削減をもって充てているのかどうか。経常的な経費の削減は一体何なのかということについて、お示し願いたいと思います。

○議長（石橋英和君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（石橋章弘君）この財源に充てる、ちょっと具体的な数字、今、手元にはございませんが、以前、一般質問の中でお答えしていますのは、こども園化に伴う従来の運営方法と、こども園化に伴う経費の縮減、その部分をこの経費、中学生の医療費の無償化に充てるということで考えております。

（「答弁もれ」と呼ぶ者あり）

○議長（石橋英和君）ご指摘ください。

○7番（中西峰雄君）市の財政運営の基本的な考え方についておただしさせていただいておりますので、答弁をお願いします。

○議長（石橋英和君）副市長。

○副市長（森川嘉久君）その基本的な方針ということでございますが、議員ご指摘のとおり、当然のことながら経常経費は経常経費を削ってという形になるのが原則であろうと考えておりますけれども、少なくとも中学生医療の部分につきましては県の補助はございませ

るので、全部、一般財源ということになります。これは当然、起債も対象にはなりませんので、そういう中で一般財源、税収なり、あるいは交付税なりの一般財源を充てていくということになるわけでございますけれども、当然、その財源については限られておりますので、それは先ほど健康福祉部長が申し上げましたような形で、どこかで生み出す必要があるということになるわけでございますけれども、今回、そのこども園化を進めていく中で、人件費なり、それから、臨時嘱託の物件費なりというのがかなり下がってきております。

それから、小学生医療のときにも申し上げた点がございまして、生ごみ堆肥化等、かなり、ごみ処理経費について、市民のご協力によりまして下がってきておるという実態もございまして、そういう中から福祉分野、医療費であるとか、それから、ほかの高齢者の福祉分野について、そのあたりに回していくという基本方針を持って政策的に進めておるところでございます。

○議長（石橋英和君）16番 堀内君。

○16番（堀内和久君）同じとこです。69ページの端っこのほうに附則とあるんですけど、平成27年4月1日からと書いてあるんですけど、一般質問させていただいたときは、平成27年のできるだけ早期にというお答えで、再質問しても同じ早期にというところまでしか答えられないということでしたけれども、これは、4月1日からというふうに解釈してよろしいんですかということが一点と、もう一つは、答弁は結構なんですけれども、これをやっていくにあたって、和歌山県内の町村はもう中学校医療というのは進んでおりますけれども、橋本市がやったんだよということで、県全体で就学前の2分の1の割合をもうちょっと県に持ってもらおうであるとか、小学校医療も半分ぐらい持ってくれよというふうな意味合いを

心の中に秘めていただきたいと思います。

一つ目だけ答弁をお願いします。

○議長（石橋英和君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（石橋章弘君）おただしのおり、平成27年4月からの実施ということで、現時点、準備に取りかかっております。

○議長（石橋英和君）ほかにありませんか。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（石橋章弘君）先ほど答弁を保留しておりました、小学生の医療費無償化の関係でございますけども、23年1月から26年3月までで、総支給額が2億3,603万4,387円でございます。

〔「答弁もれ」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）ご指摘ください。

○7番（中西峰雄君）その2億三千何がしのうちで、県費補助を除いて市単はおいくらですか。

○議長（石橋英和君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（石橋章弘君）小学生の医療費につきましては、全額市単でございます。市単独でございます。

○議長（石橋英和君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（石橋章弘君）これは23年1月から26年3月までということでございます。で、2億3,603万4,387円の支出でございます。

○議長（石橋英和君）いいですか。

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第16号と議案第17号の2件については、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより、2件一括して討論を行います。

まず、原案に反対の立場で討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）次に、賛成の立場で討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第16号 橋本市小学生医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について と、議案第17号 橋本市ひとり親家庭医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について の2件を一括して採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）ご異議なしと認めます。

よって、議案第16号と議案第17号の2件については原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第23 議案第18号 橋本市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

○議長（石橋英和君）日程第23 議案第18号 橋本市国民健康保険条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第18号については、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(石橋英和君)ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。

まず、原案に反対の立場で討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(石橋英和君)次に、賛成の立場で討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(石橋英和君)討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第18号 橋本市国民健康保険条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(石橋英和君)ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第24 議案第19号 橋本市消防団員等  
公務災害補償条例の一部を改正  
する条例について

○議長(石橋英和君)日程第24 議案第19号 橋本市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(石橋英和君)質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第19号については、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(石橋英和君)ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。

まず、原案に反対の立場で討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(石橋英和君)次に、賛成の立場で討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(石橋英和君)討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第19号 橋本市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(石橋英和君)ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第25 議案第20号 橋本市長期総合計  
画審議会条例の一部を改正する条例につい  
て から、日程第29 議案第24号 橋本市  
公共下水道事業審議会条例の一部を改正す  
る条例について までの5件

○議長(石橋英和君)日程第25 議案第20号 橋本市長期総合計画審議会条例の一部を改正する条例について から、日程第29 議案第24号 橋本市公共下水道事業審議会条例の一部を改正する条例について までの5件を一括議題といたします。

これより、5件一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

17番 松本君。

○17番（松本健一君）まず、議案第20号 橋本市長期総合計画審議会条例の一部を改正する条例について、お尋ねさせていただきます。長期総合計画は議会基本条例第11条、第12条にある、市長等が提案する重要な政策のため、長期総合計画を審議する本審議会条例の改正は同様に重要であるため、政策の発生源、提案に至るまでの経緯を少したどりながら、お聞かせいただきたいと思います。

本定例会開会日に、市長の提案理由の説明で、平成26年6月議会において制定されました橋本市議会基本条例第10条の規定に基づき、所要の改正を行うものと説明がされております。つまり、改正根拠自体は議会基本条例であって、第10条を少し読みますと、「議員は、二元代表制及び住民自治の観点から、市長等が設置する法定外諮問機関及び審議会等の委員に原則として就任しないこととする」と書いてあるからと。しかし、これ、条文には続きがありまして、第11条「議会は、市長等が提案する重要な政策等について、論点を明確にし、深く審議を行うため、市長等に対し、次の各号に掲げる事項について明らかにするように求めるとする」として、七つの項目を挙げております。そのうちの5番目に、「総合計画との整合性」というふうに書いてあるんです。つまりは、ここの部分では、市長等が定める重要な政策よりまだ上やということを示しております。

続いて、12条も、これに関して議決の追加という部分で、議決事項の拡大について「地方自治法第96条第2項の規定に基づく議会の議決事項は、議会が市政における重要な政策の決定に参画する観点と、市長等の政策執行上の必要性を比較し、橋本市議会の議決すべき事項を定める条例に定めるものとする」というふうに書かれてあります。この第12条にある橋本市議会の議決すべき事項を定める条

例には、「地方自治法第96条2項の規定に基づいて、橋本市議会において議決すべき事項は次のとおりである」というふうに、(1)から(3)まで挙げられておりますけれども、そこには、長期総合計画は定められておりません、現時点。

このことに関しましては、平成24年9月、私の一般質問で、平成23年5月2日、地方自治法第2条第4項削除で、長期総合計画の根拠法令がないことをお聞きいたしました。当時の企画部長の答弁で、「法第2条第4項が削除されました。また、同日付で総務大臣より、法の改正後においても、地方自治法第96条第2項の規定に基づき、個々の市町村がその自主的な判断により、引き続き現行の基本構想について議会の議決を経て、制定、策定することは可能であることの趣旨で通知がありました。したがって、総合計画における基本構想の法的な策定義務はなくなりましたが、一方で、その策定の必要性及び議会の議決を経るかどうかは、各自治体の独自の判断に委ねられることになりました。本市の考えとして、総合計画は市の総合的かつ計画的な行政運営の指針を示すものであり、市民にまちづくりの長期的な展望を示し、魅力あるまちの将来都市像を描くものであることから、法的な策定義務はなくなったとしても、策定すべきものであると認識しています。また、市民のためのまちづくりの根幹である基本構想については、市全体の総意により策定されるべきものであるという考えのもと、市民の代表である議会の議決を経ることは、必要かつ重要なことであると考えます」と、当時、企画部長が答弁されております。

そこで、橋本市議会の議決すべき事項を定める条例など、現時点で、長期総合計画に関して追記せずに、本審議会条例から市議会議員を削除、改正すると、一切、根拠法令はな

くなり、議会の議決は必要がないばかりか、一切、議会が長期総合計画の決定に関与できないこととなります。そこで、長期総合計画は法第96条2項の規定に基づき、橋本市議会の議決すべき事項を定める条例に、橋本市長期総合計画に関することを、市民の代表である議会の議決を経ることは、必要かつ重要なことと認識しているのであれば、今回の改正条例とあわせて上程すべきだと私は思いますけれども、いかがでしょうか。また、このようなことを検討されたのか、お尋ねさせていただきたいと思います。

○議長（石橋英和君）企画経営室長。

○企画経営室長（上田力也君）検討されたのかというようにお話なんですけども、私どもも平成24年の9月議会でご答弁させていただいたとおり、総合計画の中の、まずは基本構想という部分については、向こう10年間の市の羅針盤というふうになるということから、やはり、議会議決は必要であるということは今も変わっておりません。これについては、次の総合計画の策定というのを平成28年度、それから29年度、この2年間にわたって策定をしていく、こういう予定をしているんですが、今回のこの長期総合計画の審議会の委員とのかかわり合いについては、またちょっと別の視点かなというふうに思ってます、今年度議会のほうで、議会基本条例というのを定められました。私どもも、まだ自治体数は少ないんですけども、いわゆる自治基本条例というのも少し視野に入れながら、この条例を制定するのにあわせて、総合計画を議会の議決事項とするということを定めていきたいというふうに考えております。ですから、ただ今の委員会の案件とはまた別で考えておりますので、ご理解のほどをお願いいたします。

○議長（石橋英和君）17番 松本君。

○17番（松本健一君）私の説明も長いので、

ちょっと理解しづらいかとは思いますが、基本条例をまず定めた部分で、この10条というのは決して議会の権限を弱めようということではないんです。議員全員の意思をちゃんとあらわそうというために、1人を派遣して、その人に代表とするということではなくて、議会という部分を全て主立った政策に関しては関与していくよ、関与してくださいねということのための条例なんです。そこで、今、ご答弁いただいた中で、常々、私議員になってすぐに提案させていただいた自治基本条例について制定していくおつもりが少し出てきたのかなと、その当時の答弁の中では、市民理解であったり、市民の意識がまだ醸成されていないというふうに、理事が、私は記憶しておりますけれども、ご答弁されたかと思えます。そういった中で、議会も基本条例をつくりながら、議会改革を進めて、市民とともにやっていこうという姿勢を示させていただきましたので、今後の市政運営に関して、今、ご答弁いただいた自治基本条例に関して、お考えが少し変わってきたのかなとは思いますが、その点はいかがなんでしょうか。

それと、やはり、私はこの二つのセットで法改正というか、条例改正は必要だと思います。それについて、必要であると思うかどうか、この二点で再度、質疑させていただきま

す。

○議長（石橋英和君）企画経営室長。

○企画経営室長（上田力也君）まず、確かにその当時、今の理事のほうから、当時はたしか市民協働の部分というのがまだ醸成していないというような答弁であったかというふうに思います。私どもとしては、今年、平木市長にかわりまして、市長はやはり、いわゆる市民協働、それから、やはり民間の力を活用するというところに力点を置いているところで

ございます。ですから、そういうふうな取り組みというのは、今後、本市が将来的に目標としている部分を、これを具現化していくためには、そういう自治基本条例なり、まちづくり条例というものを今後定めていくのが望ましいのではないかと、今、私も、うちの課としては考えているところがございます。

二点目のご質問ではありますけども、やはりこれは、総合計画の議決という話と審議会条例とは別物というふうに私は考えております。

○議長（石橋英和君）ほかにありませんか。

18番 井上君。

○18番（井上勝彦君）ややこしい、今、説明が松本議員からもあったわけなんですけど、私はもういっぺん言うときますけど、議会で基本条例ができました、第10条。それは、審議会、抜けました。抜くわけですね。課長がつくられたから、課長にちょっともういっぺん、お尋ねするんですが、結局、今出ている橋本市長期総合計画審議会条例、これができ上がって、最終的には議会が入っていないんですけども。今までやったら入っていたけど、入らんようになったと。ほんで、それはでき上がった時点で、議会の議決をやはり得て、そして、計画というか実行に移すということをごこには入れてないけれども、入れることを前提としているということで、本会議ですので、もういっぺん聞いときますけども、そういうことでよろしいんですか。解釈としては。

○議長（石橋英和君）副市長。

○副市長（森川嘉久君）先ほどご指摘いただきましたように、今回、提案させていただいている趣旨につきましては、議員のほうから先ほどご説明いただきましたとおりでございます、必ずしも議員に審議会の委員に入っ

ていただくことにつきましては、議会を無視するとかそういうことではなしに、全体的な議論を深めていただくという趣旨で、議会基本条例のほうもありますので、そういう趣旨で、それに呼応した形で今回提案させていただいておりますので、その点は、共通認識を持っております。

そして、先ほど申しあげましたように、総合計画に関しましては、自治法上の規定は抜けたわけがございますけども、それについても、先ほどご指摘いただきましたように、その当時の答弁の趣旨は何ら変わっておりません。ただ、次の計画はまだ、現計画は期間中がございますので、次の計画策定、先ほど、企画経営室長から申しあげましたように、28年から29年ということになっておりますので、市といたしましては、その時点で、きちっとした形で先ほどの方針に沿った形で、議会の全体のご理解をいただきながら承認していただくような手続きの方法をきちっとさせていただくというスタンスでおりますので、そこに関しましては現時点で議員が審議会委員を抜けるることによって、何らか、議員の方々に対する説明が抜けるというようなことは市執行部としても考えておりませんし、そういうことはないというふうに思っております。

従来から、市の総合計画につきましては、委員会にも詳しくご報告をさせていただきながら進めてきたところがございますので、そのやり方については今後も変わりございませんし、以前にご答弁させていただいたような趣旨で、自治法上の規定はなくなりますけども、それについてはかわるものを整備していきたいというスタンスでおりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（石橋英和君）18番 井上君。

○18番（井上勝彦君）もう一つ、副市長、長々と説明してくれたんやけどね。僕はちょっと、

簡単に言うてもうたらええんで。審議会条例をつくるんでしょ。条例をつくったら、やっぱりその条例に基づいて、議会というのがあるので、議会の議決を得るということになるんでしょ、最終的には。それには間違いないですかと言うている。要するに、これはもう法律がなくなったから、要するに、ないんやけど、橋本市のために、やっぱり10年ぐらいのスパンでつくろうやということやる。条例ということは、まちの法律ですわな。それが、きょうは通ったとする。その作成したやつを、今度は、でき上がったものを、要するに、議会の議決を得るということで確認して、議決を得て執行するんやということよろしいんですかと聞いとるんですわ。これはもうここで聞いとけば、もう別にこの文章に入っていなくてもええと思うんだけど、そこらはどうですかということ。

○議長（石橋英和君）副市長。

○副市長（森川嘉久君）ちょっと長々とご答弁させていただいたんでわかりにくかったかもしれませんが、議員おっしゃるとおり、そういう趣旨で以前にも答弁させていただいておりますので、承認をいただく議決の条例につきましては、現時点では整備をさせていただきませんが、次の必要な時期までには整備をさせていただくつもりであります。

○議長（石橋英和君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第20号から議案第24号までの5件については、委員会の付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより、5件一括して討論を行います。

まず、原案に反対の立場で討論する方ありませんか。

9番 松浦君。

〔9番（松浦健次君）登壇〕

○9番（松浦健次君）私は、反対の立場から討論いたします。

議会は市民のかわりに行政をチェックするという使命を持っております。これは議会の本質的な機能です。二元代表制とか基本条例とかいうので、議会が行政に関与するというのをその場では避けようということで、いろんな審議から議員が引き上げると、議会の関与を引き上げるという傾向があり、その一つが、今のきょうの議題であります。私はこれを放棄するということは、議員としての仕事、議会としての仕事を放棄するもので、自殺行為であると考えます。二元代表制の趣旨を誤解して行政のチェック機能を放棄するということは、結局、議会のチェック機能、市民のかわりに行政をチェックする、そういう機能を放棄する自殺行為だと考えます。

議会に全ての行政行為が上がってくるならば、それはそれで結構ですが、議会に上がってこないものもある。それに対しても、議員を引き上げた。引き上げようとする行為はやはり愚策であると考えます。しかも、議会に上がってきた議題であっても、これは今までの私の12年になんなんとする議会生活の中で振り返ってみれば、市当局の提案がそのまま、何ら修正されることなく通ってきたと。圧倒的にそれが多いです。したがって、やっぱり、議会がいろんな審議会から引き上げるという一環の本議案に対しては、市民のかわりにこれをチェックしていくと、できるだけ議会が関与する機会が多いほうが良いというような

価値観から、私は反対といたします。

○議長（石橋英和君）次に、賛成の立場で討論する方ありませんか。

17番 松本君。

〔17番（松本健一君）登壇〕

○17番（松本健一君）私、今回の5件の改正する条例に賛成の立場で討論をさせていただきます。

今回の市議会議員を各審議会から除いていく、削除していく形は、決して議会の権限を減らすわけではなく、最終的に全議員が熟考をし議論を闘わせるために、欠くことのできない条例の改正でございます。特に、質疑をさせていただきましたけれども、長期総合計画等に関しては各議員がそれぞれ考えていることを、また、市民の皆さんが考えてこられたことを真剣に議論を重ねて決定するという重い責務を、私たち議員一人ひとりが、全員が持つことを意味しております。そのためには今回の改正は、まず、踏むところは踏んでいく、その必要性がございますので、今回の条例の改正に賛成とさせていただきます。

議員各位のご賛同をよろしくお願いいたし

ます。

○議長（石橋英和君）次に、反対の立場で討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）次に、賛成の立場で討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第20号 橋本市長期総合計画審議会条例の一部を改正する条例についてから、議案第24号 橋本市公共下水道事業審議会条例の一部を改正する条例についてまでの5件を一括して採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（石橋英和君）起立多数であります。

よって、議案第20号から議案第24号までの5件については原案のとおり可決されました。